超電導MRI装置の更新及び保守（案件番号5）質問に対する回答

注）本回答に併せて仕様書を修正し、令和8年6月2日付けで本案件のウェブページに掲載されている仕様書のPDFを差し替えました。

No	資料・項番	条文等	関係頁	質問	回答
1	超電導MRI装置の更新（リノベーション）仕様書 4-11-1	4-11-1 心機能解析用ワークステーションは、既存ワークステーション（IPS;フィリップス・ジャパン社製）の更新あるいは新規ワークステーションによって4-11-1-1より4-11-1-6の機能を可能とすること。ただし、更新・新規いずれの場合も、5年以上のハードウエアサポート、必要な接続、既存WS内のデータ移植とアプリケーション機能の再現を行うこと。	P10	IPSと記入されていますが、記入ミスかと思います。ISPに修正お願い致します。	ISP（IntelliSpace Portalの略称）に修正します。
2	超電導MRI装置保守業務仕様書 3（1）ア	ア MRI装置（1式）の定期点検回数は、等間隔で年間2回とする。	P1	ア 定期点検回数は、等間隔で年間2回とする。 とありますが、1年間の保証期間中は年1回となり、2年目以降が年間2回となります。	無償保証期間については、その性能を担保できる定期点検回数で問題ありません。「ア　MRI装置（1式）の定期点検回数は、保証期間中は年1回、それ以降は等間隔で年間2回とする。」に変更します。